

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岸 堅 士  
同 土居 幸徳  
同 赤木 一雄  
同 高橋 雄大

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
財政援助 団体監査	岡山っ子育成局 子育て支援部 地域子育て支援課	岡山市新成人の集い実行委員会	岡山市新成人の集い 実行委員会補助金
	産業観光局 観光部 観光振興課	京橋朝市魅力アップ事業実行委員会	京橋朝市魅力アップ 事業実行委員会負担 金

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和2年9月1日から令和2年10月30日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和2年9、10月に実施した財政援助団体監査に伴い、所管課の令和元年度の事務が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 補助金・負担金の執行に係る所管課業務について

令和元年度における財政援助に係る補助金・負担金の執行事務等について、関係書類

等を予備監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

その他については、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

#### <指摘事項>

岡山市新成人の集い実行委員会において、以下のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるよう指導されたい。

(地域子育て支援課)

#### 《岡山市新成人の集い実行委員会への指摘事項》

支出にあたり、支出伺書による決裁が行われておらず、領収書はあるものの購入した品目や数量が確認できないものが一部存在した。

また、実行委員会会則第7条第3項では「事務長は、実行委員会の事務及び会計を処理する。」となっているが、実際は庶務（同第14条）である地域子育て支援課の担当者個人に任されていた。

事務執行体制を再構築し、適正な事務が行えるようにされたい。